文教厚生常任委員会資料
2026年(令和8年)9月24日
福祉局あかし保健所保健総務課

地方独立行政法人明石市立市民病院　第５期中期目標の素案について

2027年4月から始まる地方独立行政法人明石市立市民病院（以下、「法人」という）の第５期中期目標期間に向けて、地方独立行政法人法（以下、「法」という）に基づき市が策定する、法人の業務運営の基本指針となる「中期目標」について、素案を報告いたします。

１　策定の趣旨

中期目標とは、法第25条に基づき、市長が3年以上5年以下の期間において策定する「法人が達成すべき業務運営に関する目標」です。

市は、中期目標策定に際して評価委員会の意見を聴いたうえで、市議会の議決を経て定めます。その後、市が法人に中期目標を指示し、法人はその目標を達成するために、具体的な計画として「中期計画」を策定します。

中期目標は、法人が中期計画を策定する際の指針となるとともに、業務実績の評価の基準となるものです。

２　主な方向性

国が示す「新たな地域医療構想」及び市が昨年度策定した「地方独立行政法人明石市立市民病院の再整備に係る基本方針」に基づき、以下の3つの項目を主な方向性と位置付けます。

⑴ 地域の急性期医療を支える拠点機能の強化

国が示す新たな地域医療構想を踏まえ、急性期拠点機能を担う自治体病院としての役割を明確にするとともに、必要な医療機能の充実と質の向上のための取組を強化し、利用者本位の医療サービスの提供を行います。

⑵ 持続可能な経営基盤の確立

将来にわたり安定した医療を提供するため、経営改善や業務の効率化を図り、持続可能な経営基盤の確立を推進します。

⑶ 再整備に向けた取組の推進

再整備に係る基本方針に基づき、市民病院に求められる機能や規模の検討、関係機関との調整を進め、再整備に向けた取組を着実に推進します。

３　第５期中期目標素案について

概要および素案内容については別紙1・2のとおり

４　今後の予定

2026年	9月～10月	パブリックコメントの実施
	11月	市民病院評価委員会（中期目標案意見聴取）
	12月	第５期中期目標議案提出　可決後中期計画策定を法人へ指示
2027年	1月	市民病院評価委員会（中期計画案意見聴取）
	3月	第５期中期計画議案提出

第５期中期目標素案の概要

別紙１

項　目	内　容
第1　中期目標の期間	2027(令和９)年4月1日から 2031(令和13)年3月31日までの4年間
第2　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1　市民病院として果たすべき役割 ⑴　市民病院の役割と医療機能の明確化 ⑵　救急医療の推進 ⑶　地域医療支援病院としての役割の強化 ⑷　災害及び感染症発生時への対応 ⑸　地域への貢献 ⑹　その他の政策医療への対応
	2　医療の質の向上 ⑴　質の向上のための取組の強化 ⑵　チーム医療の推進 ⑶　医療安全や感染防止対策の徹底
	3　患者中心の医療サービスの提供 ⑴　医療における信頼と納得の実現 ⑵　患者満足度の向上
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項	1　医療職等が集まり成長する人材マネジメント ⑴　必要な人材の確保と定着 ⑵　魅力ある人材育成システム
	2　経営管理機能の充実 ⑴　経営管理体制の確立 ⑵　組織力の向上 ⑶　情報管理と医療DXの推進 ⑷　コンプライアンスの徹底
第4　財務内容の改善に関する事項	1　安定した経営基盤の確立 ⑴　収支の適正化 ⑵　収益の確保 ⑶　費用の最適化
	2　計画的な投資
第5　その他業務運営に関する重要事項	1　再整備事業の着実な推進 ⑴　再整備に向けた取組の推進 ⑵　再整備を見据えた財務運営

別紙２

地方独立行政法人明石市立市民病院

第５期中期目標

（素案）

2026 年 9 月

明石市

前文

地方独立行政法人明石市立市民病院は、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り市民からの信頼に応える」という基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。

第３期中期目標期間（2019 年４月１日～2023 年３月 31 日）においては、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、急性期医療から在宅医療・介護まで切れ目のない医療提供体制の確保に取り組み、地域完結型の切れ目のない診療体制の構築・充実に努めてきた。

第４期中期目標期間（2023 年４月１日～2027 年３月 31 日）にかけては、ポストコロナを見据えた医療提供体制への転換を図るとともに、政策医療の提供、安全で質の高い医療の提供、地域包括ケアシステムの推進、経営基盤の強化に取り組んできた。あわせて、市は市民病院の再整備に向けた検討を進め、2025 年には「地方独立行政法人明石市立市民病院の再整備に係る基本方針」を策定した。

一方、人口減少・少子高齢化の進展や物価・人件費の高騰、医師の働き方改革への対応など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化している。加えて、国が示す新たな地域医療構想では、地域の医療需要の変化を見据え、限られた医療資源を有効活用しながら、地域全体で持続可能な医療提供体制を確保していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、市民病院には地域の中核病院として急性期拠点機能を担い、安全で質の高い医療を提供するとともに、地域医療支援病院として地域の医療機関や保健・介護・福祉・行政等との連携を一層強化し、地域完結型医療の充実に取り組むことが求められる。また、再整備に係る基本方針に基づき、将来にわたり質の高い医療を安定的かつ持続的に提供できる医療提供体制の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。地方独立行政法人明石市立市民病院が、市民から信頼される地域の中核病院として、市民に寄り添い、市民の生命と健康を守り続けるとともに、将来を見据えた持続可能な病院経営と医療提供体制を確立することを期待し、ここに第５期中期目標を定める。

第１　中期目標の期間

中期目標の期間は、２０２７年４月１日から２０３１年３月３１日までの４年間とする。

第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　市民病院として果たすべき役割

⑴　市民病院の役割と医療機能の明確化

新たな地域医療構想等を踏まえ、地域の急性期拠点機能を担う自治体病院としての役割を企図するとともに、地域の医療需要や医療課題に対応するために高度な総合的医療の推進に必要な医療提供体制の構築を図ること。

⑵　救急医療の推進

二次救急診療及び一次救急の後方支援や、小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療を推進すること。また、受入強化を図り応需率を高めること。

⑶　地域医療支援病院としての役割の強化

①　地域の医療機関との機能分化及び連携強化を推進し、医療機器や設備の共同利用、地域の医療従事者への研修、その他必要な支援の充実を図るなど、患者を中心とした地域完結型医療の提供を主導すること。

②　地域包括ケアシステムの一翼を担うために、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等とネットワーク機能を強化し、地域における切れ目のない医療提供体制の構築に取り組むこと。

⑷　災害及び感染症発生時への対応

今後予測される大規模災害や、新興感染症、その他の健康危機の発生等に備えた体制を整備し、必要時に対応すること。

⑸　地域への貢献

①　地域共生社会の実現に向けて、市の施策も踏まえながら、高齢者、子育て世代、障がい者等すべての人に向けた支援体制の一翼を担うように努めること。

②　地域社会や関係団体等を対象に、医療や介護、健康づくり等に関する情報提供や講座等を行うなど、地域との交流を積極的に行うこと。

⑹　その他の政策医療への対応

行政との連携のもと、その他の政策医療に協力すること。

２　医療の質の向上

⑴　質の向上のための取組の強化

専門性の向上及び医療技術の研鑽に努めるとともに、限られた医療資源を活用し、最大の成果を生み出す効率的な業務体制の構築を図り、医療の質を継続的に向上させること。

⑵　チーム医療の推進

患者に対して最良の医療を提供するため、すべての職員が診療科や職種を超えて連携し、良好なコミュニケーションのもと、専門性を生かした質の高いチーム医療を推進すること。

⑶　医療安全や感染防止対策の徹底

医療事故や院内感染に関して、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。

３　患者中心の医療サービスの提供

⑴　医療における信頼と納得の実現

①　患者の権利を尊重するとともに、患者及びその家族が安心して医療を受けられるよう、医療相談機能の充実等に努めること。

②　患者が十分な説明を受け、自らの意思に基づき適切な医療を選択できるよう、インフォームド・コンセント（説明と同意）を徹底するとともに、患者の意思決定を支援する仕組みづくりを推進すること。

⑵　患者満足度の向上

①　患者及びその家族が安心して受診できるよう、接遇の向上をはじめ、利用者の視点に立ったサービスの充実及び継続的な改善に取り組むこと。

②　市民や患者のニーズを的確に把握し、受療環境などハード面の改善を進めること。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　医療職等が集まり成長する人材マネジメント

⑴　必要な人材の確保と定着

①　医療水準の向上のため、専門人材の確保目標を明確にして優秀な医療職等を確保するとともに、適正配置により各職員が強みを発揮できる体制を整え、組織の一員として意欲を高めることで定着促進を図ること。

②　働き方改革を踏まえながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な人材が働きやすい環境の整備を図ること。

⑵　魅力ある人材育成システム

①　職務や職責に応じた人材育成を図るため、専門性や医療技術の向上に向けた教育研修制度の充実や必要な資格取得への支援を行うこと。

②　人材育成及び職員のモチベーション向上につなげるため、能力や実績に応じた評価や処遇を行うほか、人事評価の結果を活用し、評価制度の充実を図ること。

２　経営管理機能の充実

⑴　経営管理体制の確立

経営環境を的確に見極めながら効果的な経営を行うため、経営管理を担う人材の育成と積極的な活用を行い、各部門の責任と権限の明確化などの内部統制機能の強化を図ること。

⑵　組織力の向上

職員一人ひとりが問題意識を持ち、課題を的確に捉え、その解決に向けて

取り組むことができる組織文化を醸成するとともに、継続的な業務改善を推進し、組織力の向上を図ること。

⑶　情報管理と医療ＤＸの推進

必要な情報を正確かつ効率的に共有できるよう、医療情報や現場運営情報を一元管理できる体制を整備するとともに、情報セキュリティの確保や事業継続体制の整備を図りながら、医療ＤＸを安全かつ段階的に推進すること。

⑷　コンプライアンスの徹底

高い倫理観のもとで適正な病院運営が行われるよう、関係法令及び行動規範の順守を徹底するとともに、個人情報の保護や情報公開に適切な対応をすること。また、各種ハラスメント対策などにより、健全な職場環境と職員の安全確保に努めること。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　安定した経営基盤の確立

⑴　収支の適正化

診療科別の損益や診療実績等の多角的な運営データ分析に基づき、具体的な収支改善策を講じることで、経常収支及び資金収支の均衡を図り、安定した経営基盤の確立に向けた自己財源を確保すること。

⑵　収益の確保

病床稼働率の向上や診療単価の適正化に努めるとともに、診療報酬改定等に迅速かつ的確に対応し、医業収入の確保による収益性の向上を図ること。

⑶　費用の最適化

材料費や人件費、経費など主要な費用について精査し、具体的な数値目標を設定するとともに、在庫データの可視化や業務プロセスの効率化などの具体的な取り組みを推進し、データに裏付けられた効率的な支出管理体制を構築すること。

２　計画的な投資

医療機器や施設設備等については、地域医療構想及び再整備に係る基本方針を踏まえ、費用対効果を十分に検証した上で計画的に整備・更新を行うとともに、導入後も状況を踏まえた適切な運用に努めるなど、将来にわたり必要な医療提供体制の確保に努めること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　再整備事業の着実な推進

⑴　再整備に向けた取組の推進

再整備に係る基本方針に基づき、市及び関係機関と相互に連携し、市民への適切な情報提供及び説明責任を果たしながら、円滑な事業推進に努めること。

⑵　再整備を見据えた財務運営

再整備を着実に推進するため、中長期的な投資計画及び財政負担を十分に踏まえ、健全な財務運営との両立を図りながら、持続可能な経営基盤の確立に向けて、組織一丸となって取り組むこと。